

答え合わせ・解説

問1	答え 1 直接選挙	直接選挙は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。この選挙結果に基づいて選ばれた代表者が、住民の代表として行政や立法を担当します。これにより、首長と議会が別々に選ばれる「二元代表制」が成立し、お互いが緊張感を持って政治を行うことが可能になります。
問2	答え 2 地方自治の本旨	地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。住民自治は住民の意思に基づく政治運営を指し、団体自治は国から独立した組織として地方公共団体が自律的に行政を行うことを指します。
問3	答え 3 条例	条例は、議会の議決を経て制定される地方自治体の法律です。住民投票を実施するかどうか、その投票結果に首長や議会がどのような法的拘束力を負うかといった具体的なルールは、各自治体がそれぞれ制定する条例によって決定されます。
問4	答え 2 不信任決議	不信任決議は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。これが可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、そのまま辞職しなければなりません。議会を解散した場合は、その後行われる選挙で選ばれた新議会が再び不信任を決議すると、今度は首長が自動的に失職します。
問5	答え 2 直接民主制	住民投票は、間接民主制を補完するものとして機能します。地域の合併や大規模開発など、住民生活に大きな影響を与える事項について、住民が直接「イエス・ノー」を投じることで、より民意を反映させることができます。
問6	答え 3 二層制	この仕組みを二層制と呼びます。都道府県は広域的な業務や市町村間の調整を担い、市町村は住民の日常生活に密着した行政サービスを直接提供します。それぞれ独立した法人格を持ち、独自の条例や予算を編成して運営されます。
問7	答え 3 条例	条例は、地方公共団体の議会が制定する法規です。道路やゴミの処理、公害対策、福祉など、地域の生活に密着したルールを定めることができます。法律に違反してはなりませんが、地方は地域住民の暮らしを守るために、独自の政策を条例として実行する権限を持っています。
問8	答え 1 一般財源	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「一般財源」の一種です。これに対し、国から特定の事業目的のために支給される「国庫支出金」は、使い道が限定される「特定財源」と呼ばれます。
問9	答え 3 拒否権	拒否権は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。これにより、首長は議会の決定を単独で拒否するのではなく、再度の審議を求めることで対等な立場で牽制を行います。
問10	答え 2 解職請求	解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。一定数以上の署名を集めて選挙管理委員会に提出し、その後の住民投票で過半数の賛成が得られれば、対象者は失職します。
問11	答え 4 自主財源	自主財源の中心は地方税です。他にも、公共施設の使用料や手数料なども自主財源に含まれます。これらと、国から配分される地方交付税などの「依存財源」を組み合わせると予算が成り立っています。
問12	答え 3 直接請求権	直接請求権は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。これにより、日頃の政治運営だけでなく、重要な問題が起きた際に住民が強制力を持って政治を動かすことができます。
問13	答え 3 投票	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で住民投票が行われます。この投票で過半数の賛成があれば、首長や議員は自動的にその職を失うことになります。
問14	答え 1 条例	条例は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。法律に違反しない限り、独自の罰則を設けることも可能です。
問15	答え 2 地方交付税交付金	このままでは、税収の少ない自治体では住民に十分な教育や福祉を提供できません。そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ地方交付税交付金を配分します。